

第3章 取り組むべき課題

1 障害者等への理解促進と差別解消

様々な形で、障害や障害者等に対する正しい理解の普及啓発を進めてきましたが、障害理解が十分に浸透しているとは言い難い状況にあります。

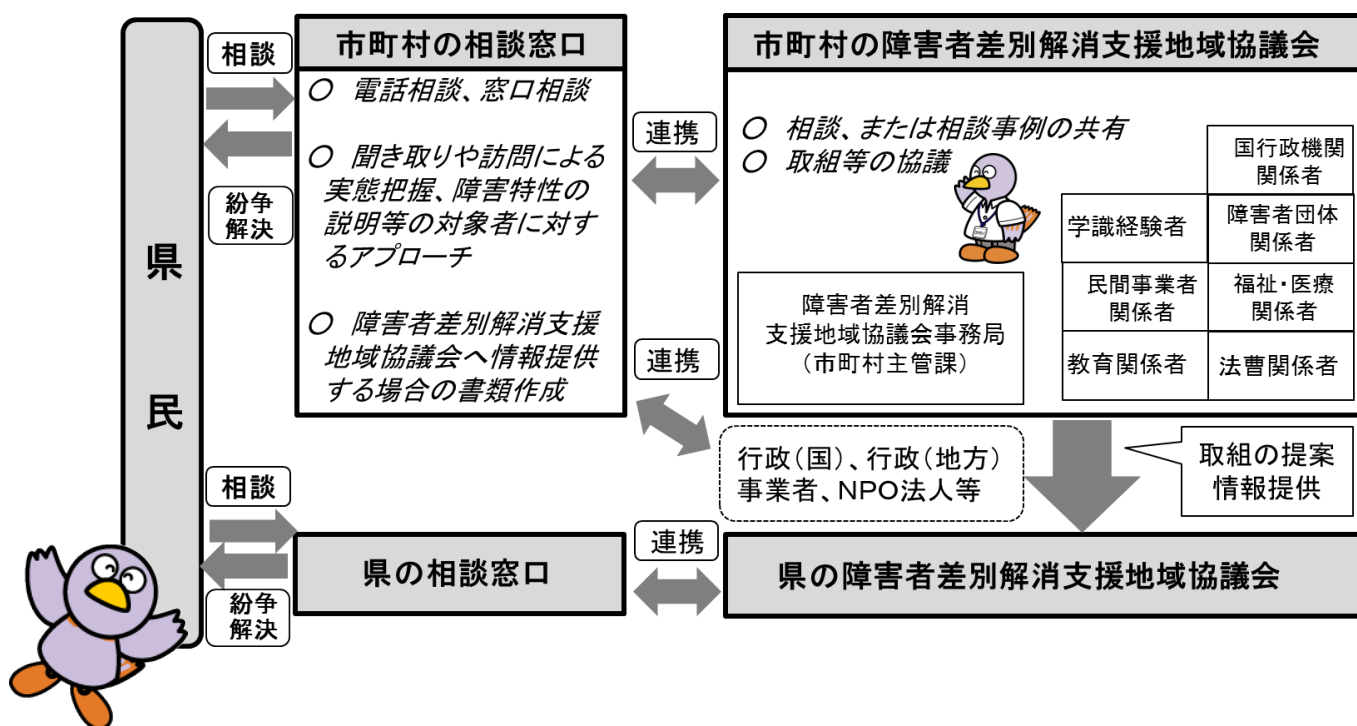
障害者等や障害者差別に関する理解をさらに深め、障害のあることを理由とした差別や偏見などを取り除き、障害のある人もない人も分け隔てられることなく共に暮らせる社会を目指す必要があります。

そのために、障害に対する正しい理解や障害者等への合理的配慮について引き続き、普及啓発を図るとともに、障害者等や家族からの確に相談を受ける体制の整備などを進める必要があります。

【対応の方向と主な取組】

- 啓発活動の推進
 - ・ 障害に対する正しい理解の普及
 - ・ 障害者等への合理的配慮などについての普及啓発
 - ・ 「障害者週間」を中心とした啓発
- 福祉教育の推進
 - ・ 障害理解授業等の実施
- 差別解消及び権利擁護の推進
 - ・ 障害者等や家族などからの相談に的確に応じる体制の整備
 - ・ 障害を理由とする差別に関する紛争防止や解決する体制の整備

【障害者等の差別解消の取組】



2 障害者等の地域生活の充実・社会参加の支援

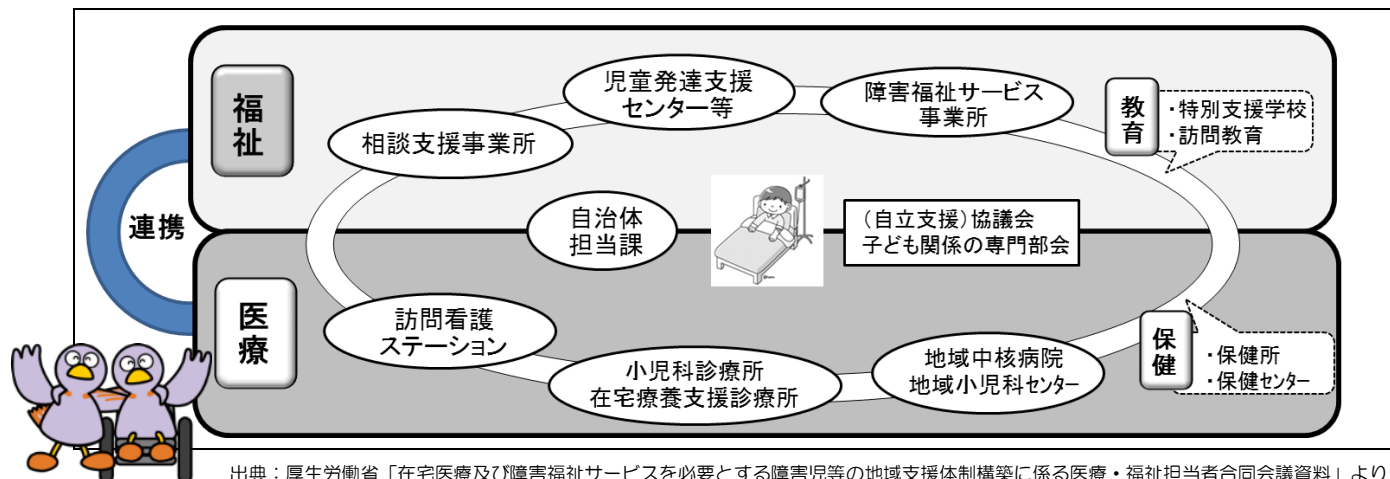
障害者等が地域の中で共に安心して暮らしていけるように、生活支援・相談支援体制の整備やサービス基盤の量、質の充実、住まいや地域の中の様々な場面に積極的に参加可能な環境作り、訪問系サービスなどを充実する必要があります。

また、障害の特性に応じた様々なコミュニケーション手段を確立するとともに、障害者等が社会の一員として、経済、文化、娯楽、スポーツなど社会のあらゆる場面に自ら積極的に関わっていけるように支援します。

【対応の方向と主な取組】

- 地域の暮らしや福祉サービスの利用について相談に応じる体制の整備
 - ・市町村における包括的な支援体制の整備
 - ・医療的ケア児に対する支援体制の構築
- 家庭に代わる「住まいの場」の確保
 - ・グループホームの整備
- 障害者支援施設や精神科病院から在宅に移行した障害者等の生活の支援
 - ・ホームヘルパー、生活支援ワーカー等の派遣
 - ・精神障害者の地域生活を支援する重層的な体制の整備
- 障害者等の日中活動の場の確保及びサービスの充実
 - ・リハビリテーションサービスがより身近な地域で適切に提供される支援体制の整備
 - ・就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、生活介護事業所、地域活動支援センターの整備
- ホームヘルプサービスや短期入所事業の充実
- コミュニケーション手段の確保及び充実
 - ・手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳、介助員の養成
- 情報のバリアフリー化の推進
- 外出・移動手段の支援
- 東京2020パラリンピック競技大会を契機とした社会参加の一層の促進

【医療的ケアを要する障害児に対する支援（関係機関による連携イメージ図）】



出典：厚生労働省「在宅医療及び障害福祉サービスを必要とする障害児等の地域支援体制構築に係る医療・福祉担当者合同会議資料」より

3 障害者の就労支援

障害者が地域で自立した生活が送れるよう、就労移行支援事業などの推進により、障害者の一般就労への移行を進めます。

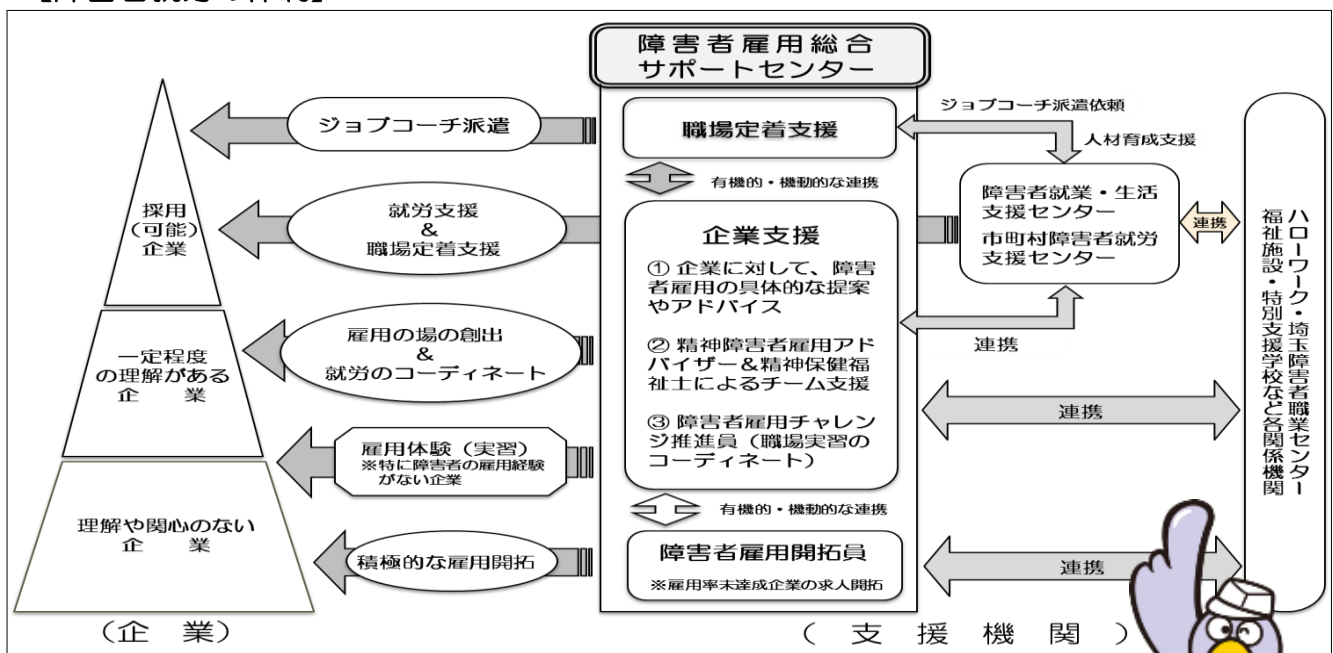
また、障害者が適性や能力に応じた職に就き、安心して働き続けられるよう、丁寧なマッチングと働きやすい環境の整備を行うなどの職場への定着支援が必要です。

さらに、福祉施設における多様な生き方の支援や、工賃の向上を進める必要もあります。

【対応の方向と主な取組】

- 企業に対する障害者雇用のトータルサポート
 - ・ 埼玉県障害者雇用総合サポートセンターが企業に対し、就労から職場定着まで具体的な提案や助言を行う障害者雇用の総合的支援
- 障害者に対する相談から就職支援、職場定着支援まで、きめ細やかなサポート
 - ・ 市町村障害者就労支援センターの設置促進・活動支援
 - ・ 埼玉県障害者雇用総合サポートセンターのジョブコーチ、アドバイザーによる職場定着支援
 - ・ 発達障害者に特化した発達障害者就労支援センターの運営
- 障害者雇用開拓員、障害者雇用チャレンジ推進員、精神障害者雇用拡大チームなどによる雇用の受け皿づくり
- 職業訓練、教育の充実
 - ・ 就職に必要な知識、技術を習得する職業訓練の場の提供
 - ・ 特別支援学校高等部生徒の一般就労の支援
- 障害者就労継続支援B型事業所などにおける職場参加や工賃向上
- 障害者就労施設などからの物品及び役務の調達の推進

【障害者就労の体制】



4 共に育ち、共に学ぶ教育の推進

特別な教育的支援を必要とする児童生徒については、早期からの支援とともに、卒業後の自立も見据え指導を充実する必要があります。

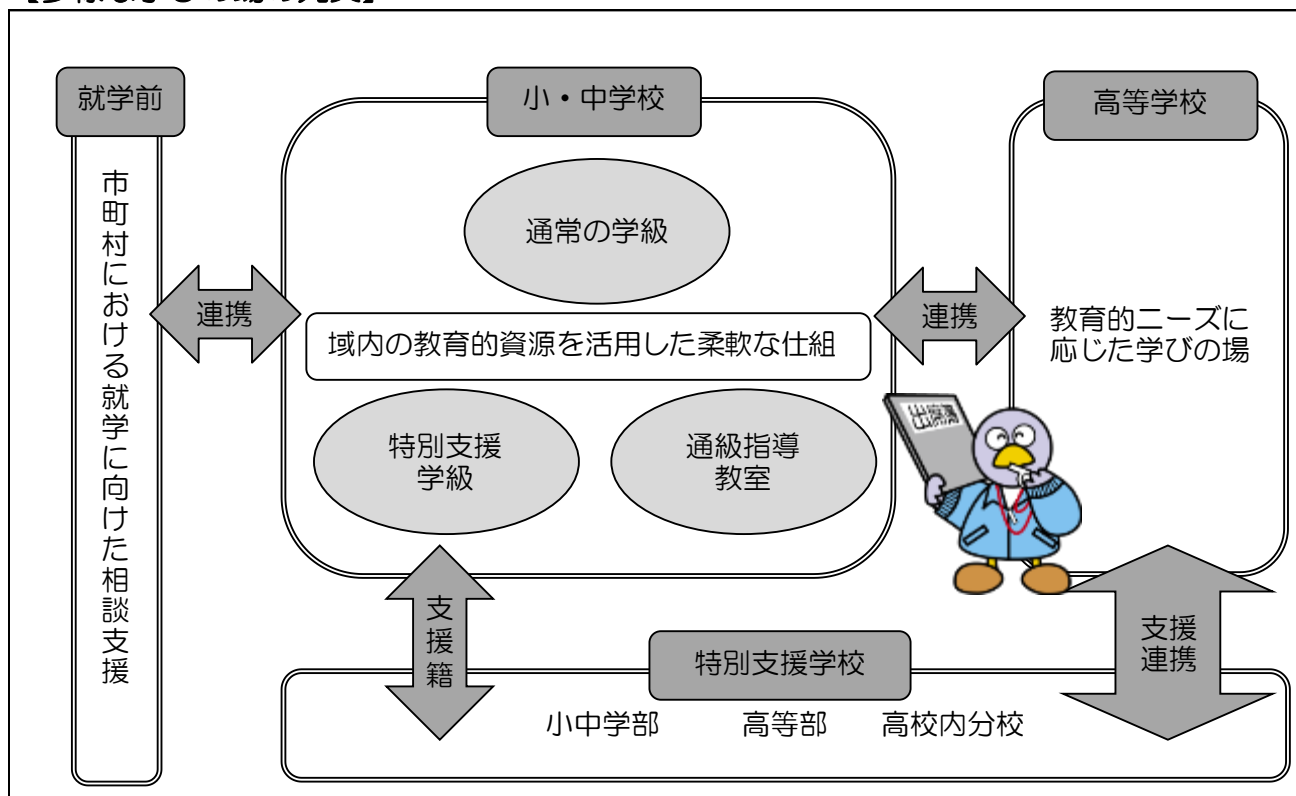
また、障害のある児童と障害のない児童が、共に育ち学ぶ教育環境を整えていくためには、より障害に応じた配慮が受けられ、より柔軟な対応ができる仕組みづくりが必要です。

このため、一人一人のニーズに応じた適切な支援を行う体制づくりを進めるとともに、高等部教育の充実を図る必要があります。

【対応の方向と主な取組】

- 障害のある児童生徒の教育の充実
 - ・特別な教育的支援を必要とする児童生徒の教育の充実及び障害のある児童生徒とない児童生徒が共に学ぶ「支援籍」の充実
 - ・教職員の研修の充実
 - ・発達障害に対する教職員の理解を深める研修の実施
 - ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校と特別支援学校や特別支援学級の障害のある児童生徒との交流及び共同学習の推進
 - ・高等学校におけるバリアフリー化の推進
- 自立する力の育成
 - ・特別支援学校高等部における職業教育及び進路指導の充実

【多様な学びの場の充実】



5 安心・安全な環境整備の推進

障害者等が地域で安心して生活していくためには、バリアフリーの推進とあわせ防災や防犯対策を積極的に展開していく必要があります。

特に平成23年に発生した東日本大震災、平成28年に発生した熊本地震における教訓を受け、障害者等に対する避難支援体制の構築を推進する必要があります。

安否確認に必要な避難行動要支援者名簿の作成、避難所における情報支援、障害の種別に配慮した福祉避難所の設置など、市町村とともに課題を解決します。

【対応の方向と主な取組】

- 障害者等や高齢者など、誰もが利用しやすい環境の整備
 - ・ホームドア、内方線付き点状ブロックの整備を支援
- 災害発生時の適切な避難誘導を行うための、障害者等の所在など必要な事項の把握
 - ・避難行動要支援者名簿の作成、要配慮者マップ、個別計画の作成
- 視覚障害者、聴覚障害者など情報伝達が困難な人の特徴に配慮した情報提供
 - ・防災無線、電子メールの一斉送信システムなどの整備
- 避難所における必要な介護や情報提供などの支援
 - ・要配慮者の健康状態の把握、介護サービスに必要なスペースの確保など
- 障害者等に配慮した福祉避難所の指定
 - ・社会福祉施設との協定の締結、障害の種別に応じた設備などの準備など

【避難行動要支援者の避難の仕組み】

